

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	生駒市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ikoma.lg.jp/0000006500.html

執行機関名 生駒市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額を軽減する事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月生駒市条例第35号) 別表第1 6の項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額を軽減する事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一条	社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u> について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の <u>保健医療の向上及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策のうち「社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置」について、次の事業実施のために必要な事項を定める。 (1)生計困難者及び生活保護受給者に対する利用者負担の軽減措置 2 前項第1号に定める事業は、 <u>要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者及び生活保護受給者(以下「軽減対象者」という。)</u> が、社会福祉法人等(以下「軽減法人等」という。)が提供する介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとし、もって <u>低所得利用者の生活の安全と介護保険制度の円滑な実施</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱